

議会運営委員会の概要

1 2 月定例会追加提出案件の概要について

- ・総務部長から、資料「令和 7 年 2 月定例会追加提出案件」により説明があり、了承された。

2 討論の通告について

- ・議事調査課長から、資料「発言通告書」により、関徹議員から議第 6 5 号、請願 1 1 号及び請願 2 3 号に対して討論を行いたい旨の通告が、相田光照議員から請願 1 1 号及び請願 2 3 号に対して討論を行いたい旨の通告が、青木彰榮議員から請願 1 1 号に対して討論を行いたい旨の通告があったことが報告され、討論の順番は共産党、自由民主党、県政クラブの順に、討論時間は共産党 5 分以内、自由民主党 5 分以内、県政クラブ 3 分と決定された。

3 議事日程第 7 号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により 3 月 1 7 日の議事日程の説明があり、了承された。

4 本日の常任委員会の出席要求対象者について

- ・議事調査課長から、本日の繰越明許費の議案調査に係る常任委員会の執行部の出席要求については、これまでの例により関係者のみの出席としたい旨の説明があり、了承された。

5 令和 6 年度山形県議会広報・広聴委員会報告書について

6 山形県議会デジタル化推進会議令和 6 年度検討報告書について

- ・森田議長から、先般、広報・広聴委員会の正副委員長及びデジタル化推進会議の正副座長より、資料「令和 6 年度山形県議会広報・広聴委員会報告書」等のとおり令和 6 年度の取組みなどについて報告あった旨の報告があり、了承された。

7 その他

【主な質疑、発言】

- | | |
|------|--|
| 梅津委員 | 来年度の執行部の組織体制について、部局には変更がないとの報道があったが、検討状況はどうか。 |
| 総務部長 | 組織改編については、まさに今、人事異動と合わせて最終的な作業を行っているので、具体的な内容を申し上げることは控える。なお、部局の改編には条例改正が必要となるが、新年度は今年度の体制を維持することを考えている。課室の改編については、直面する新たな課題に積極果敢にチャレンジをしながら、令和 7 年度県政運営の基本的な考え方で示された三つの方向性に沿った様々な施策を力強く推進するための組織体制を整理したいと考えている。 |

梅津委員	組織と人事は別で、組織ができてから人事が行われる。また、組織の改編は予算事項だと私は思う。国では行政管理局の審査を経て、主計局に提出される予算となって審査される。本県議会ではそういう状況になっていない。4月の半ばになってから議運に組織体制が示されるのはおかしいのではないかと。組織の改編は課室レベルも含めて予算事項ではないのか。
総務部長	部については条例改正が必要なため、新年度予算と併せて改正を提案している。課室レベルは規則で定めることとなっている。どこまで何ができるかは今後の検討課題としたい。
梅津委員	組織の方向は少なくとも2月定例会に示すべきだと思う。

8 次回議運開催日時

- ・ 3月18日（火）午前10時と決定された。

9 本日の開議時刻

- ・ 議会運営委員会終了後、直ちにと決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和7年3月17日（月）

午 前 10 時

- 1 2月定例会追加提出案件の概要について
- 2 討論の通告について
- 3 議事日程第7号について
- 4 本日の常任委員会の出席要求対象者について
- 5 令和6年度山形県議会広報・広聴委員会報告書について
- 6 山形県議会デジタル化推進会議令和6年度検討報告書について
- 7 その他
- 8 次回議運開催日時
3月18日（火）午前10時
- 9 本日の開議時刻

令和 7 年 2 月定例会追加提出案件

1 予算案件 2 件

(1) 令和 6 年度山形県一般会計補正予算 (第 7 号)

繰越明許費の補正	追加	11,975,750 千円
	変更	18,229,228 千円
		合計 30,204,978 千円

【参考】繰越明許費補正後累計 116,565,146 千円

(2) 令和 6 年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算 (第 4 号)

繰越明許費の補正	変更	63,271 千円
----------	----	-----------

【参考】繰越明許費補正後累計 493,701 千円

【参考】繰越明許費補正後累計 (一般会計と特別会計の合計額)

117,058,847 千円

2 人事案件 3 件

(1) 山形県副知事の選任について

(2) 山形県教育長の任命について

(3) 山形県監査委員の選任について

2025年3月14日

山形県議会議長 殿

山形県議会議員 関 徹



発 言 通 告 書

今回の県議会において次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑	一般質問	討論 (賛成・反対)	一身上の弁明
<発言の趣旨> 1) 議第65号 「山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に反対 /趣旨/ 市町村の保健予防活動の努力の評価を無くするなど、加入者の負担増大につながるものであるため。 2) 請願第23号 「国に対し『選択的夫婦別姓制度導入を求める意見書』の提出を求める請願書」の不採択に反対 /趣旨/ 夫婦同姓の強制は世界に例を見ず、事実上、女性に多大な不利益を与えているため。 3) 請願第11号 「人道的見地から『沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画』の断念を求める意見書の提出について」の不採択に反対 趣旨/ 戦争で犠牲となった多くの方々の遺骨が埋まる地域から土砂を採取することは人道的に許されないと考えるため				

令和7年3月14日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

山形県議会議員 相 田 光 照



発 言 通 告 書

今回の県議会において、次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑 ・ 代表質問 ・ 一般質問 ・ 緊急質問 ・ 討 論 ・ 一身上の弁明
発 言 の 要 旨 (討論の場合は反対、賛成の別を記載すること)	答 弁 者
1. 請願11号 人道的見地から「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書の提出について、厚生環境常任委員長の報告(不採択)に賛成の立場から討論する。	
2. 請願23号 国に対し「選択的夫婦別姓制度導入を求める意見書」の提出を求める請願書について、厚生環境常任委員長の報告(不採択)に賛成の立場から討論する。	

令和 7年 3月 14日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

山形県議会議員 青木 彰榮



発 言 通 告 書

今回の県議会において、次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑 ・ 一般質問 ・ 緊急質問 ・ 討 論 (賛成・ <u>反対</u>) ・ 一身上の弁明
発 言 の 要 旨 (討論の場合は反対、賛成の別を記載すること)	答 弁 者
請願11号「人道的見地から「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書の提出について」の請願に対する厚生環境常任委員長報告は、不採択とするものであるが、請願の趣旨について、願意は妥当と考え、厚生環境常任委員長報告に反対の立場から討論する。	

会 議 順 序 表

[議事日程第 7 号]

令和 7 年 3 月 1 7 日 (月)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第 7 号、その他)	
2	< 開 議 > ○ 諸般の報告 (追加議案の送付)	
3	○ 議案及び請願上程 (議第 3 4 号から議第 7 6 号までの 4 3 件及び請願) ○ 常任委員長報告 文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 商工労働観光 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長 ○ 討論 1 1 番 関 徹 議員 2 0 番 相 田 光 照 議員 2 5 番 青 木 彰 榮 議員 ○ 議案採決 (1) 議第 6 5 号 (2) (1) を除く 4 2 議案 ○ 請願採決 (1) 請願 1 1 号 (2) 請願 2 3 号 (3) (1) 及び (2) を除く 7 件	起 立 簡 易 起 立 起 立 簡 易
4	○ 議案上程 (議第 7 8 号から議第 8 2 号までの 5 件) ○ 知事説明 ○ 関係常任委員会付託 (議第 7 8 号及び議第 7 9 号の 2 件) < 散 会 >	

議 事 日 程 （ 第 7 号 ）

令和7年3月17日（月） 午前10時開議

- | | | |
|------|-------|---|
| 第 1 | 議第34号 | 令和7年度山形県一般会計予算 |
| 第 2 | 議第35号 | 令和7年度山形県公債管理特別会計予算 |
| 第 3 | 議第36号 | 令和7年度山形県市町村振興資金特別会計予算 |
| 第 4 | 議第37号 | 令和7年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第 5 | 議第38号 | 令和7年度山形県国民健康保険特別会計予算 |
| 第 6 | 議第39号 | 令和7年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 |
| 第 7 | 議第40号 | 令和7年度山形県土地取得事業特別会計予算 |
| 第 8 | 議第41号 | 令和7年度山形県農業改良資金特別会計予算 |
| 第 9 | 議第42号 | 令和7年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 第 10 | 議第43号 | 令和7年度山形県林業改善資金特別会計予算 |
| 第 11 | 議第44号 | 令和7年度山形県港湾整備事業特別会計予算 |
| 第 12 | 議第45号 | 令和7年度山形県流域下水道事業会計予算 |
| 第 13 | 議第46号 | 令和7年度山形県電気事業会計予算 |
| 第 14 | 議第47号 | 令和7年度山形県工業用水道事業会計予算 |
| 第 15 | 議第48号 | 令和7年度山形県公営企業資産運用事業会計予算 |
| 第 16 | 議第49号 | 令和7年度山形県水道用水供給事業会計予算 |
| 第 17 | 議第50号 | 令和7年度山形県病院事業会計予算 |
| 第 18 | 議第51号 | 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第 19 | 議第52号 | 県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 20 | 議第53号 | 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 21 | 議第54号 | 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第 22 | 議第55号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 23 | 議第56号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 24 | 議第57号 | 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 第 25 | 議第58号 | 山形県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例の設定について |
| 第 26 | 議第59号 | 山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部
を改正する条例の制定について |
| 第 27 | 議第60号 | 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 28 | 議第61号 | 山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 29 | 議第62号 | 子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 30 | 議第63号 | 山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について |
| 第 31 | 議第64号 | 山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 32 | 議第65号 | 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金
の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 33 | 議第66号 | 山形県立点字図書館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 34 | 議第67号 | 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正
する条例の設定について |
| 第 35 | 議第68号 | 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について |

- | | | |
|------|-------|--|
| 第 36 | 議第69号 | 山形県海浜公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 37 | 議第70号 | 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 38 | 議第71号 | 山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 39 | 議第72号 | 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 40 | 議第73号 | 刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について |
| 第 41 | 議第74号 | 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について |
| 第 42 | 議第75号 | 一般国道112号山形中山道路工事用地の処分について |
| 第 43 | 議第76号 | 包括外部監査契約の締結について |
| 第 44 | 請願 | |
| 第 45 | 議第78号 | 令和6年度山形県一般会計補正予算（第7号） |
| 第 46 | 議第79号 | 令和6年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号） |
| 第 47 | 議第80号 | 山形県副知事の選任について |
| 第 48 | 議第81号 | 山形県教育長の任命について |
| 第 49 | 議第82号 | 山形県監査委員の選任について |

請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和 7 年 2 月 定例会

区 分	番 号	受 理 年月日	関 係 委員会	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果	措置
請 願	23	7. 2. 13	厚 生 環 境	国に対し「選択的夫婦別姓制度導入を求める意見書」の提出を求める請願書	山形市松山三丁目14番60号 新日本婦人の会山形県本部 会長 奥山 一恵	石川（渉）、関	不採択	
〃	24	7. 2. 17	厚 生 環 境	「山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に関する協議会」で議論されている「基本構想」への意見反映について	寒河江市元町 1－17－ 5 地域医療の充実を求める西村山地区県民の会 会長 三坂 賢一	橋本、阿部（恭）、楳津	採択	知 事 送 付
〃	25	7. 2. 19	総 務	日米地位協定の見直しを求める意見書の提出について	山形市鉄砲町 2 丁目 6 番39号 山形再生会議 理事長 峯田 豊太郎	石塚、相田（光）、 遠藤（和）、柴田、渋間	採択	意見書 提 出
〃	26	7. 2. 19	総 務	国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての請願	鶴岡市水沢字行司免43－13 沖縄に応答する会@山形 代表 漆山 ひとみ	石川（渉）、関	採択	意見書 提 出

付 託 委 員 会	件 数	審 査 結 果			
		採 択	不採択	継続審査	撤 回
総 務	2	2			
厚 生 環 境	2	1	1		
計	4	3	1		

継 続 審 査 請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和 7 年 2 月定例会

区分	番号	受理 年月日	関係 委員会	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査 結果	措置
請 願	11	5. 12. 4	厚 生 環 境	人道的見地から「沖縄本島南部からの埋 め立て用土砂採取計画」の断念を求める 意見書の提出について	鶴岡市水沢字行司免43－13 「平和の礎」名前を読み上げる山形の会 代表 漆山 ひとみ	青木、高橋（啓）	不採択	
〃	13	6. 2. 20	文 教 公 安	夜間中学の開設について	福島県福島市南沢又字曲堀東 8－6 夜間中学校開設を進める会 代表 武田 徹	吉村、高橋（啓）、木村	継続 審査	
〃	16	6. 6. 11	厚 生 環 境	医療機関・介護施設へのさらなる支援の 拡充と、ケア労働者の勤務環境と処遇の 改善を求める意見書の提出について	山形市青田南 6 番28号 山形県医療労働組合連合会 執行委員長 渡辺 勇仁	齋藤、橋本、松井、江口、 梅津、青木、吉村、 高橋（啓）	撤回	
〃	21	6. 12. 3	総 務	国民の命を守るために早急に日米地位協 定の抜本的改定を求める意見書の提出に ついて	鶴岡市水沢字行司免43－13 沖縄に応答する会@山形 代表 漆山 ひとみ	石川（渉）、関	撤回	
〃	22	6. 12. 3	厚 生 環 境	「山形県立河北病院と寒河江市立病院の 統合再編・新病院整備に関する協議会」 で議論されている「基本構想」への意見 反映について	寒河江市元町 1－17－5 地域医療の充実を求める西村山地区県民 の会 会長 三坂 賢一	橋本、吉村、 高橋（啓）、木村	撤回	

付 託 委 員 会	件 数	審 査 結 果			
		採 択	不採択	継続審査	撤 回
総 務	1				1
文 教 公 安	1			1	
厚 生 環 境	3		1		2
計	5		1	1	3

常 任 委 員 会 付 託 表

(令和 7 年 2 月定例会)

委員会名	件	名
文教公安	議第78号 令和 6 年度山形県一般会計補正予算（第 7 号）中 1 第 1 条第 1 表 繰越明許費補正 1 追加中 第 9 款警察費、第10款教育費ただし第 6 項及び第 7 項を除く、第11款災害復旧費第 3 項	
厚生環境	議第78号 令和 6 年度山形県一般会計補正予算（第 7 号）中 1 第 1 条第 1 表 繰越明許費補正 1 追加中 第 3 款民生費、第 4 款衛生費 2 変更中 第 4 款衛生費	
農林水産	議第78号 令和 6 年度山形県一般会計補正予算（第 7 号）中 1 第 1 条第 1 表 繰越明許費補正 1 追加中 第 6 款農林水産業費、第10款教育費第 6 項、第11款災害復旧費第 1 項及び第 2 項の一部 2 変更中 第 6 款農林水産業費	
商工労働 観 光	議第78号 令和 6 年度山形県一般会計補正予算（第 7 号）中 1 第 1 条第 1 表 繰越明許費補正 1 追加中 第 7 款商工費、第10款教育費第 7 項	
建 設	議第78号 令和 6 年度山形県一般会計補正予算（第 7 号）中 1 第 1 条第 1 表 繰越明許費補正 1 追加中 第 8 款土木費、第11款災害復旧費ただし第 1 項、第 2 項の一部及び第 3 項を除く 2 変更中 第 8 款土木費、第11款災害復旧費 議第79号 令和 6 年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第 4 号）	

令和 6 年度

山形県議会広報・広聴委員会報告書

令和 7 年 3 月 11 日

山形県議会広報・広聴委員会

目 次

1	協議の経過及び結果について（概要）	1
2	令和6年度議会広報・広聴事業実績	2
3	令和7年度議会広報・広聴事業計画	7
4	山形県議会広報・広聴委員会委員名簿	10

（参考資料）

○	令和6年度議場演奏会の実施状況について	11
○	令和6年度生徒・学生、女性・若者と県議会議員 との意見交換会の実施状況について	16

1 協議の経過及び結果について（概要）

山形県議会広報・広聴委員会は、県議会の活動状況を広く県民に伝えるとともに、県民の声を広く聴き、県民に県議会を身近に感じてもらうための取組みを進めるため、今年度6回の委員会を開催した。

委員会では、広報誌の編集やテレビ広報番組の企画をはじめ、山形県議会女性・若者参画推進会議の提言を踏まえ、県議会議員との意見交換会や議場演奏会の実施方法、県議会映像配信設備の更新等について協議を重ね、「女性・若者と県議会議員との意見交換会」、「高校生による議場演奏会」を初開催するなど、多岐にわたり県議会の活動に関する広報・広聴の充実に努めた。

来年度の広報・広聴事業の方針等については、従来から実施している事業に加え、女性や若者に県議会を身近に感じてもらい政治に関心を持ってもらうため、今年度初開催した事業を継続するとともに、映像配信設備の更新も踏まえ、より効果的な情報発信のあり方や時代に即した手法について引き続き検討していく必要がある。

今後とも、開かれた県議会を目指し、議会の活動状況を広く県民に伝えるとともに、県民の意見を広く聴くための方策について、調査・検討を深めていくことを希望するものである。

2 令和6年度議会広報・広聴事業実績

1 広報誌等

(1) 「県議会だより」の発行

県民に議会活動の概要を伝えるため、年6回発行し、県広報誌「県民のあゆみ」に合冊して全戸配布（約40万部）した。

号	発行日	主な掲載内容
第102号	令和6年5月1日	令和6年2月定例会の概要、3特別委員会における議会政策提言
第103号	令和6年7月1日	常任委員会の活動紹介、トピックス
第104号	令和6年9月1日	令和6年6月定例会の概要、トピックス
第105号	令和6年11月1日	令和6年9月定例会の概要、トピックス
第106号	令和7年1月1日	議長の新年の挨拶、決算特別委員会の概要
第107号	令和7年3月1日	令和6年12月定例会の概要、新議員の紹介

(2) 「県議会やまがた」の発行

県民に議会活動を詳細に伝えるため、定例会ごとに年4回・各3,500部発行し、市町村、県内主要団体、NPO法人、大学・短大等へ配布した。

号	発行月	主な掲載内容
第45号	令和6年5月	令和6年2月定例会の概要、新副議長の紹介
第46号	令和6年8月	令和6年6月定例会の概要
第47号	令和6年11月	令和6年9月定例会の概要
第48号	令和7年2月	令和6年12月定例会の概要、新議員の紹介

(3) 若者向け広報紙「県議会ナビ」の発行

高校生を中心とした若者に県議会を身近に感じてもらい、県議会に対する興味を持ってもらうため、36,000部を発行、県内の高校・大学等へ配付。なお、山形大学のフリーペーパーを作成するサークル「Y-a i ! (ヤイ)」に取材や編集の協力を依頼し、若者の感性を生かした紙面構成とした。

号	発行月	主な掲載内容
第9号	令和6年11月	山形大学学生と正副議長との座談会、学生による傍聴体験レポート

(4) 「県議会のしおり」の配布

議会の役割、活動内容の周知を図るため、「県議会のしおり」を議事堂見学者等に配布した。

また、視覚障がいのある方向けに作成した点字版「県議会のしおり」についても、議事堂見学者への配布や県議会ロビーに備え付けるなどして活用した。

2 議場演奏会と議会見学会

県民に県議会を身近に感じてもらい、県議会に対する理解と関心を深めてもらうことを目的として、「議場演奏会と議会見学会」を開催した。

■ 開催概要

- ・開催日 令和6年10月1日(火)
- ・応募総数 102名
- ・参加者 92名
- ・実施内容 予算特別委員会の傍聴、議場見学、県議会の概要説明、議場における山形交響楽団による弦楽合奏の鑑賞

3 県議会ギャラリー

より多くの県民から県議会へ足を運んでもらう機会を設けるとともに、県民、特に若者に県議会を身近に感じてもらい、県議会に対する理解と関心を深めてもらうことを目的として、県内の児童・生徒・学生の文化活動の展示スペース「県議会ギャラリー」を提供した。

展示期間	展示内容
令和6年6月18日 ～7月5日	県立東桜学館中学校・高等学校の探究活動「未来創造プロジェクト」の研究内容のポスター
令和6年9月18日 ～10月8日	県立酒田光陵高等学校「情報科生徒研究発表会2023」の研究発表のポスター及び映像
令和6年12月3日 ～12月20日	「山形県防犯広報作品コンクール」防犯ポスターの優秀作品
令和7年2月19日 ～2月28日	「山形県統計グラフコンクール」の優秀作品
令和7年3月3日 ～3月19日	「山形県高等学校新聞コンクール」の優秀作品

4 インターネット

(1) 県議会ホームページの運営

定例会・各常任委員会・3特別委員会・議会運営委員会の概要、地域議員協議会の内容や県議会のトピックスなど、議会の動きをわかりやすくタイムリーに掲載した。

(2) 県議会インターネット中継の配信

県議会のホームページ上で、「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の生中継及び録画中継を配信した。令和2年2月定例会にスマートフォン等向けの配信を開始して以降、アクセス件数は増加傾向にあり、今年度（令和7年1月31日時点）は15,854件（生中継：5,299件、録画中継：10,545件）となっている。

(3) 会議録検索システムによる会議情報の提供

会議録検索システムに「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の会議録を掲載し、ホームページ上で、会議録の検索、閲覧、印刷、ダウンロードに対応した。

5 県議会テレビ広報番組（県政広報番組枠の活用）

（１）ＹＢＣ「やまがたサンデー５」（15分番組）の活用

放映日	タイトル	主な内容
令和６年10月13日	身近な県議会をめざして ～みんなで奏でるハーモニー～	議場演奏会及び議会見学会、アナウンサーによる予算特別委員会の傍聴、副議長インタビュー
令和６年12月15日	若者に身近な県議会をめざして	県立米沢栄養大学・米沢女子短期大学学生と県議会議員との意見交換会、「県議会ナビ」の紹介及び「Ｙ—ai！」のインタビュー、広報・広聴委員長インタビュー

（２）県政広報番組を活用した定例会の告知

県政広報番組の告知枠を活用し、各定例会の日程と傍聴案内の告知を行った。

6 総合支庁における議会中継

各総合支庁・地域振興局のロビーにおいて、「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の中継を実施した。

7 報道機関（パブリシティ）の活用

議場演奏会と議会見学会や生徒・学生との意見交換会等について、県庁記者クラブへ情報を発信した。

8 広聴事業

（１）生徒・学生と県議会議員との意見交換会

生徒・学生に県議会を身近に感じてもらい、主権者としての政治参加意識の醸成を図ることを目的として「生徒・学生と県議会議員との意見交換会」を開催した。

意向調査において希望があった学校の中から、学校所在地域や過去の開催状況等を考慮して、５校で開催した。出席した議員は、正副議長、広報・広聴委員を中心に延べ24名で、参加した生徒・学生数は105名であった。

意見交換会は、参加した生徒・学生の発言の機会を確保するため、活動報告や班ごとのワークショップを取り入れるなど、各校の希望の開催方式により実施し、各校が設定したテーマを基に、幅広い内容で活発な意見が交わされた。

■開催概要

開催日	学校名（所在地）	出席議員数	参加者数
令和6年9月3日	県立新庄南高等学校（新庄市）	5名	24名
令和6年9月9日	県立庄内農業高等学校（鶴岡市）	5名	22名
令和6年11月18日	日本大学山形高等学校（山形市）	4名	11名
令和6年11月29日	県立米沢栄養大学・米沢女子短期大学（米沢市）	5名	25名
令和7年1月30日	大原学園山形校（山形市）	5名	23名

（2）山形大学学生との意見交換

インターンシップで受け入れた学生と若者の政治参加等について意見交換を行った。

9 「山形県議会女性・若者参画推進会議」の提言を踏まえた取組み

（1）女性・若者と県議会議員との意見交換会（初開催）

女性や若者を中心に、県民の県議会への関心を喚起するとともに、参画（傍聴、投票、立候補）を促していくことを目的として、県内青年会議所の方々と意見交換会を行った。

■開催概要

- ・開催日 令和6年11月27日（水）
- ・参加者 県内の青年会議所の役員11名、県議会議員8名
- ・内容 「若者とこれからの山形県」をテーマに2班に分かれてワークショップ形式で意見交換を行うとともに議場見学を行った。

（2）高校生による議場演奏会（初開催）

高校生が県議会を訪れ、議会への理解を深める機会を創出することを目的として、県立上山明新館高等学校吹奏楽部による演奏会を開催した。

■開催概要

- ・開催日 令和6年12月11日（水）
- ・参加者 吹奏楽部の部員11名
- ・内容 議場でダンス&プレイなどのパフォーマンスを披露した。また予算特別委員会の傍聴と議場見学を行った。

3 令和7年度議会広報・広聴事業計画

1 広報誌等

(1) 「県議会だより」の発行（県広報誌「県民のあゆみ」との合冊）

項 目	「県議会だより」	「県民のあゆみ」
発行回数	年6回 5月号〔2月定例会分〕 7月号〔企画記事〕 9月号〔6月定例会分〕 11月号〔9月定例会分〕 1月号〔決算特別委員会分〕 3月号〔12月定例会分〕	年6回 隔月奇数月
ページ数	A4版・各号見開き2ページ（1月号は1ページ）	各号16ページ
配 布 先	全戸配布（約40万部）	同左
備 考	幅広い年代が見ることから、より分かりやすい紙面となるよう工夫していく。	

(2) 「県議会やまがた」の発行

発行回数	年4回（4定例会毎）
ページ数	各号タブロイド版 4ページ
配 布 先	県内市町村、主要団体、NPO、大学・短大等（3,500部）

(3) 若者向け広報紙「県議会ナビ」の発行

発行回数	年1回
ページ数	A4版見開き4ページ
配 布 先	県内高等学校、大学・短大等（36,000部）

(4) パンフレットの配布等

議会についての理解や関心を高めるため、「県議会のしおり」等を議事堂見学者等に配布するほか、様々な媒体を活用し情報発信を行っていく。

2 議場演奏会等

(1) 山形交響楽団による議場演奏会と議会見学会

県民に県議会を身近に感じてもらい、県議会に対する理解と関心を深めてもらうことを目的として、「山形交響楽団による議場演奏会と議会見学会」を開催する。

(2) 学生による議場発表会

学生が県議会を訪れ、議会への理解を深める機会を創出することを目的として、「学生による議場発表会」を開催する。

3 県議会ギャラリー

より多くの県民から県議会へ足を運んでもらうきっかけとなることを目指すとともに、特に若者に県議会を身近に感じてもらい、県議会への理解と関心を深めてもらうことを目的として、県内の児童・生徒・学生が学校の授業や部活動等で制作した作品の展示スペース「県議会ギャラリー」を引き続き提供する。

4 インターネット

(1) 県議会ホームページの運営

定例会・臨時会の概要や各委員会の活動状況等、様々な議会情報を引き続き一元的に掲載していく。また、県議会トピックスとして、上記以外の多様な活動も積極的に発信する。

(2) 県議会インターネット中継の配信

県議会のホームページ上で、「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の生中継及び録画中継を配信する。

県議会映像配信設備の更新に向けて、より効果的な情報発信のあり方や、データ量増加などへの対応について検討を進める。

(3) 会議録検索システムによる会議情報の提供

平成4年分以降の「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の会議録全文について、検索システムにデータを掲載し、ホームページから閲覧できるようにする。

5 県議会テレビ広報番組（県政広報番組枠の活用）

県政広報番組枠を活用し、議会広報番組の放映を実施する。

(1) テレビ

県政広報テレビ15分番組による議会活動の紹介、各定例会の日程等の告知

(2) ラジオ

各定例会・地域議員協議会の日程等の告知

6 総合支庁における議会中継

各総合支庁・地域振興局ロビーにおいて、「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の中継を実施する。

7 報道機関（パブリシティ）、各種広報媒体の活用

報道各社に対し、議会活動の積極的な情報提供を行うほか、県広報広聴推進課所管の広報媒体の活用や市町村等の広報媒体を活用した広報に努める。

8 広聴事業

（１）生徒・学生と県議会議員との意見交換会

生徒・学生に県議会を身近に感じてもらい、主権者としての政治参加意識の醸成を図るため引き続き開催する。なお、意見交換会の開催にあたっては、学校所在地域や過去の開催状況等を考慮して実施校の選定を行い、参加する生徒・学生の発言の機会を確保するため、活動報告や班ごとのワークショップを取り入れるなど、実施校の希望を踏まえて実施する。

（２）女性・若者と県議会議員との意見交換会

女性や若者を中心に県民の県議会への関心を喚起し、参画（傍聴、投票、立候補）を促していくため引き続き開催する。

（３）山形大学学生との意見交換会

若者の政治参加などをテーマに、相互協力協定を締結している山形大学の学生との意見交換会を引き続き開催する。

山形県議会広報・広聴委員会委員名簿

委員長 遠藤 寛 明

副委員長 阿 部 ひとみ

委員 石 川 渉

委員 齋 藤 俊一郎

委員 橋 本 彩 子

委員 阿 部 恭 平

委員 伊 藤 香 織

委員 佐 藤 文 一

委員 相 田 日出夫

委員 佐 藤 正 胤

参 考 資 料

議場演奏会と議会見学会 参加者アンケートとりまとめ結果について

- ◆ 日 時 令和6年10月1日（火）10時30分～12時45分
- ◆ 会 場 山形県議会棟（本会議場、予算特別委員会室、第1委員会室）
- ◆ 応募総数 102名
- ◆ 参加者 86名（アンケート記入79名）

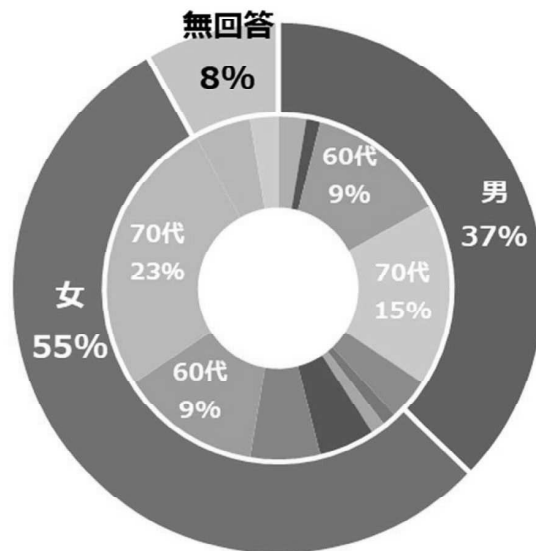
1 住まい

16市町から参加

市町村名	参加者	
	(人)	(%)
村山地域	62	78.5%
最上地域	2	2.5%
置賜地域	9	11.4%
庄内地域	6	7.6%
合 計	79	

2 性別・年齢

- ・ 10代～80代の方が参加
- ・ 男女比は2：3（昨年は1：2）
- ・ 年齢構成は男女とも60代・70代が多く、合計で全体の約6割を占める
- ・ 40代以下の参加は約1割



	10代	20代	30代	40代	50代
男			2	2	1
女	1	1		4	5
合 計	1	1	2	6	6

	60代	70代	80代	無回答	合 計
男	10	13	3	1	32
女	10	20	4	2	47
合 計	20	33	7	3	79

3 何で知ったか（複数回答）

新聞記事、HP の掲載などで一定の効果が認められた

〈チラシを見た場所〉 公民館

〈その他〉 市報、SNS

	(人)
新聞	22
ラジオ	3
HP	18
チラシ	7
知人・会社・団体等の紹介	18
その他	3
無回答	15

4 参加した理由（複数回答）

約6割が県議会に興味があって参加

	(人)	(%)
県議会と山響両方に興味がある	34	43.0%
県議会に興味がある	13	16.5%
山響の演奏を聴きたい	26	32.9%
その他	3	3.8%
無回答	3	3.8%
合計	79	100.0%

5 参加しての感想

(1) 議会の概要説明

8割近く以上が時間を丁度よいと回答。満足との回答が7割近く。

時 間	(人)	(%)	感想	(人)	(%)
長い	4	5.1%	大変満足	10	12.7%
丁度よい	62	78.5%	満足	42	53.2%
短い	13	16.5%	普通	20	25.3%
合計	79	100.0%	やや不満	6	7.6%
			不満	1	1.3%
			合計	79	100.0%

(2) 予算特別委員会の傍聴

約7割が時間を丁度よいと回答。満足との回答は6割以上。

時 間	(人)	(%)	感想	(人)	(%)
長い	4	5.97%	大変満足	6	9.0%
丁度よい	47	70.15%	満足	36	53.7%
短い	16	23.88%	普通	21	31.3%
合計	67	100.0%	やや不満	2	3.0%
			不満	2	3.0%
			合計	67	100.0%

(3) 議場の見学

9割近くが時間を丁度よいと回答。8割が満足との回答。

時 間	(人)	(%)	感想	(人)	(%)
長い	3	3.8%	大変満足	18	22.8%
丁度よい	69	87.3%	満足	46	58.2%
短い	4	5.1%	普通	12	15.2%
無回答	3	3.8%	やや不満	1	1.3%
合計	79	100.0%	不満	0	0.0%
			無回答	2	2.5%
			合計	79	100.0%

(4) 議場演奏会

7割近くが時間を丁度よいと回答する一方、2割近くが短いと回答。
9割近くが満足との回答。

時 間	(人)	(%)	感想	(人)	(%)
長い	0	0.0%	大変満足	43	54.4%
丁度よい	54	68.4%	満足	25	31.6%
短い	15	19.0%	普通	0	0.0%
無回答	10	12.7%	やや不満	0	0.0%
合計	79	100.0%	不満	0	0.0%
			無回答	11	13.9%
			合計	79	100.0%

6 また参加したいか

8割近くが再度の参加を希望

	(人)	(%)
参加したい	63	79.7%
演奏会のみ参加したい	15	19.0%
参加したくない	0	0.0%
無回答	1	1.3%
合計	79	100.0%

7 議場演奏会と議会見学会の感想や県議会に望むこと（自由記述・主なもの）

（１）感想

① 県議会が身近に感じられ勉強になった。

- ・ 県議会を生で見たことがなかったが、今回参加し身近なものとなった。
- ・ 県政がより身近に感じられ、こらからのテレビ放送などに興味関心が強くなった。
- ・ 議会になかなか関心が向かなかったが、参加して一歩前進したような気になった。参加して良かった。
- ・ 知事と県議会議員とのやり取りを生で聞けて良かった。
- ・ 参加して初めて議会のしくみがわかった。

② 今後も実施してほしい、また参加したい

- ・ 議員の椅子に実際に座るなど、素晴らしい体験ができた。また参加したい。
- ・ 今後もこの取組みを続けて欲しい。
- ・ 今度は、小学生の子どもと一緒に参加したい。

③ その他

<予算特別委員会の傍聴と議会見学会>

- ・ 予算特別委員会で議論していた内容も身近で興味深いものだった。
- ・ 予算特別委員会を傍聴して、県民の声をつぶさに吸い上げている議員と県職員の日々の活躍があることを感じた。
- ・ 質問する議員の名前や質問の内容がわかれば、もっと楽しめたと思う。
- ・ 予算特別委員会の傍聴時間はもっと長くして欲しい（３件）
- ・ 発言中にやじが多い。いかがなものか。
- ・ 偉そうにこちらをジロジロ見る議員がいて、嫌な感じだった。
- ・ 予算特別委員会中にスマホをいじっている議員がいた。（３件）
- ・ 議場で座ったり、触ったりできたのが楽しかった。
- ・ 託児室があることを知らなかった。
- ・ 今回、見学した場所以外も見学させて欲しい。
- ・ 概要説明の時に質問時間があれば良かった。
- ・ 説明が理解しやすいし、とても丁寧だった。

<議場演奏会>

- ・ 演奏会を議員席で聞きたかった（３件）
- ・ 本会議場は本当に音がいい。もっとコンサートで活用して欲しい。
- ・ 弦楽八重奏は大舞台でのオーケストラと雰囲気は異なり、客席と一体となり、よかった。
- ・ 演奏会は心が和んだ。
- ・ 山響のコンサートを子どもたちが聴く機会を、今後も続けられると良い。
- ・ 西濱専務理事のファン。いつも司会が素晴らしい。

(2) 県議会に望むこと

- ・議員も大いに議論して山形県を豊かで元気な県にして欲しい。
- ・後継者不足で休耕地が増え続けている。県と県議会が真剣に取り組んで欲しい。

(3) その他

- ・今回の取組みを知らない人も多いと思う。もっとPRしてより多くの人が参加できるようにして欲しい。
- ・開催日が平日なので、高齢者しか参加していなくて残念。もっと広く県民に周知して欲しい。
- ・資料に議事堂内各フロアの平面図（トイレの位置がわかるもの）があると良かった。（4件）
- ・資料に議員名簿があると良かった。
- ・議事堂内の壁にかかってある美術作品に、高校生の作品も加えてもらいたい。
- ・政策提言型なのに、議員提案条例が9件だけなのは少ない。
- ・予算特別委員会室へ行くエレベーターが遅い。
- ・Wi-Fiの設備があると良かった。
- ・寒かった。

令和6年度 生徒・学生、女性・若者と県議会議員との 意見交換会の実施状況について

I 総括

1 実施校等

生徒・学生と県議会議員との意見交換会は、平成27年度の試行を経て、28年度から開催している。令和6年度は、意向調査において希望があった学校と調整の上、5校で実施（学校開催4校、議事堂開催1校）し、正副議長、広報・広聴委員を中心に延べ24名の議員が意見交換会に出席した。

また、新たな取組みとして、女性や若者を中心に、県民の県議会への関心を喚起するとともに、参画（傍聴、投票、立候補）を促すことを目的に、青年会議所との意見交換会を開催し、副議長及び広報・広聴委員7名が出席した。

○生徒・学生と県議会議員との意見交換会

開催日	学校名	出席議員数	参加者数	開催場所
9月3日（火）	県立新庄南高等学校	5名	24名	学校（新庄市）
9月9日（月）	県立庄内農業高等学校	5名	22名	学校（鶴岡市）
11月18日（月）	日本大学山形高等学校	4名	11名	議事堂
11月29日（金）	県立米沢栄養大学・ 米沢女子短期大学	5名	25名	大学（米沢市）
1月30日（木）	大原学園山形校	5名	23名	学校（山形市）
計5校		24名	105名	

○女性・若者と県議会議員との意見交換会（初開催）

開催日	参加者	出席議員数	参加者数	開催場所
11月27日（水）	県内各青年会議所の役員等	8名	11名	議事堂

2-1 意見交換の概要（生徒・学生と県議会議員との意見交換会）

参加した生徒・学生等の発言の機会を確保するため、活動報告や班ごとのワークショップを取り入れるなど、各校の希望の開催方式により実施し、活発な意見が交わされた。また、県議会への理解を深めていただくため、一部の学校においては、山形県議会の概要等説明も合わせて行った。

【意見交換の項目】

（１）活動報告＋ワークショップ形式

① 県立米沢栄養大学・米沢女子短期大学

【活動報告】「米沢市映えcaféオープンプロジェクト」について

【全体テーマ】山形県の魅力向上に向けたアイデアを考えよう！

（２）ワークショップ形式

① 県立新庄南高等学校

【テーマ】

- 1 班「空き家利用・廃校活用について」
- 2 班「まつりの担い手不足や観光客について」
- 3 班「地元を活気があふれる賑やかな町にしたい！」
- 4 班「若者の回帰・定着について」
- 5 班「山形の最低賃金 900円から～」

② 県立庄内農業高等学校

【全体テーマ】庄内のこれから

- 1 班「農業」
- 2 班「生活環境」
- 3 班「学校教育」

③ 日本大学山形高等学校

【テーマ】

- 1 班「山形市中心街の活性化」
- 2 班「高校生と地域との連携に伴う防災力の向上」
- 3 班「校則に関して」

※議事堂開催につき、終了後に議場見学を実施した。

(3) 質疑応答形式

① 大原学園山形校

【テーマ】

- ・ 県内の交通政策について
- ・ 若者の活躍、雇用機会の創出について
- ・ 災害対策について

2-2 意見交換の概要（女性・若者と県議会議員との意見交換会）

青年会議所の皆さんの発言の機会を確保するため、2班に分かれてワークショップ形式で意見交換を行い、若者の政治参画や県内定着に向けたアイデア等について活発な意見が交わされた。また、県議会への理解を深めていただくため、意見交換会終了後に議場見学も行った。

【意見交換の項目】

(1) ワークショップ形式

参加者：県内の青年会議所の役員等 11名

【テーマ】

- ① 若者にとって「魅力ある山形県」とは何か
- ② 若者の政治（県議会）への関心を高めるにはどのような取り組みが必要か
- ③ 若者が住みたいと思える山形県にするため、山形県議会・議員に期待することは何か

3-1 参加者アンケート結果の概要（生徒・学生と県議会議員との意見交換会）

（1）意見交換会に参加した感想

参加した生徒・学生等からは、議員の考えや県の取組状況等の話を直接聞いたり、意見や疑問点を伝えたりすることができたとして、好意的な意見が多く寄せられ、満足度が高いものであったことがうかがえる。課題としては、意見交換を深めるためには時間が短かったなどの意見があった。

【主な感想の内容】

① 議員との意見交換について

- ・ 普段できない貴重な機会だった。調べただけでは知ることができないお話をお聞きすることができ、うれしかった。身近な事例を挙げて意見交換することで、より県議会というものを身近に感じることもできた。
- ・ 自分が思いつかないことや、より深いところまで考えることができ、貴重な経験になった。
- ・ 議員の方々が生徒の意見をしっかり聞いて受け答えしてくださり、アイディアも聞いてもらい、とても親切に話し合いをしてもらえた。
- ・ 貴重な話し合いの場を設けてもらい、私が問題としている点の解決についてより詳しく多様な意見をお聞きし、地元のことについて今よりもっと自分事として考えていかなければならないと思った。
- ・ 初めて知った県の政策もあり、地域課題に対して深く考えることができた。
- ・ 自分が日々感じていることを県議会の皆さんに伝えられて良かった。
- ・ 最初は緊張して上手く喋ることが出来なかったが、議員の皆さんが気さくな方ばかりで打ち解けることができ、円滑な話し合いが出来た。
- ・ 県議会議員との意見交流はあまりない機会なので、新鮮ですごく楽しかった。議員の体験談なども聞くことができ、参考になった。
- ・ 今回貴重な経験をすることが出来て良かった。少し話し合いの時間が短いと感じたのでもう少し長めに話し合いの時間があるといいと感じた。
- ・ 政治が自分の進路に大きく関わっていることを知りとても参考になったので、高校生に関わりがある話題をテーマに話し合いの場があったらぜひ参加したい。
- ・ 質問に一つ一つ真摯に向き合ってくださり、今の県政の動きを含めた回答をいただきとても多くの学びを得ることができた。
- ・ 今後は何事も私事として考え、周りの人が抱える問題に向き合っていきたい。
- ・ 今まで知らなかった政治の話を聞くことができただけでなく、私たちの身近な要望・意見なども伝えることができ、とても充実した時間になった。
- ・ 自分たちでは考えられなかった視点からの意見を、的確な資料と豊富な経験から指摘いただき、とても貴重な会にすることができた。もっと自分の住む山形

県を守るために必要なことを追求していきたい。

- ・議員の皆さんがフレンドリーに接していただき、安心して参加することができた。生徒会と県議会で切り離して考えていたが、県議会の方式など参考にできることが沢山あり、考え方や価値観が変わった。
- ・学校と議会ではスケールは異なるが、やっている活動に共通点を見ることが出来たのでとても楽しかった。
- ・想像していたよりも気楽に色んな意見を交換したり、話し合ったり出来て良かった。映えカフェさん達が作ってくれたお菓子もあり、楽しく美味しくとても良い雰囲気だった。参加して良かった。
- ・県議会議員の方がとても気さくで、話しやすい空気だった。自分が不満に思っていることや、発信したい魅力をみんなで話し合えるのは貴重な機会だった。堅い仕事をしているので堅い人たちなんだろうと思っていたが、今回でイメージが変わった。同じ目線でものを見て寄り添っていただき、その姿勢がありがたかった。

② 政治・選挙や県議会への関心について

- ・今回のように実際に県議会議員の方と話す機会が増えると良いと思った。
- ・自分の住んでいる地域など身近なことだと関心を向けやすいと思う。
- ・中学高校から今回のような県議会議員との交流があると、若者も政治に興味を持つと思う。
- ・今回のような機会を学校単位だけでなく市町村でも開催し、若者の意見をもっと聞いて欲しい。
- ・実際に議員の話を聞く機会があると質問もたくさんでき関心も高まると思う。
- ・SNSを利用した情報発信が若者の目にも留まりやすく、テレビやホームページよりは県議会に触れる機会が増えると思う。
- ・議員と直接関われる機会が増えると関心が持てると思う。
- ・テレビやラジオ、新聞を使うことで比較的簡単に情報を伝えることが出来ると思うが、若者は今まで主体となってきた情報媒体から離れつつあるため、SNSを有効的に活用し、バズるような発信をするべきだと思う。
- ・県議会ではどのような取り組みをしているのかを堅苦しくなく、フラットな状態で中高生などに発信して欲しい。
- ・議場の様子を実際に見学し、会議の様子などにすごく興味を持てたため、高校生が政治への関心を高めるための良い取り組みになるのではないかと思った。
- ・Instagramやtiktokなどの短い動画で政治の情報を発信すると若い人の目にとまりやすく、関心を持ってもらえるきっかけになるのではないかと感じた。
- ・政治に関する記事や情報を出すときに、もっと若者が親しみやすいデザインや

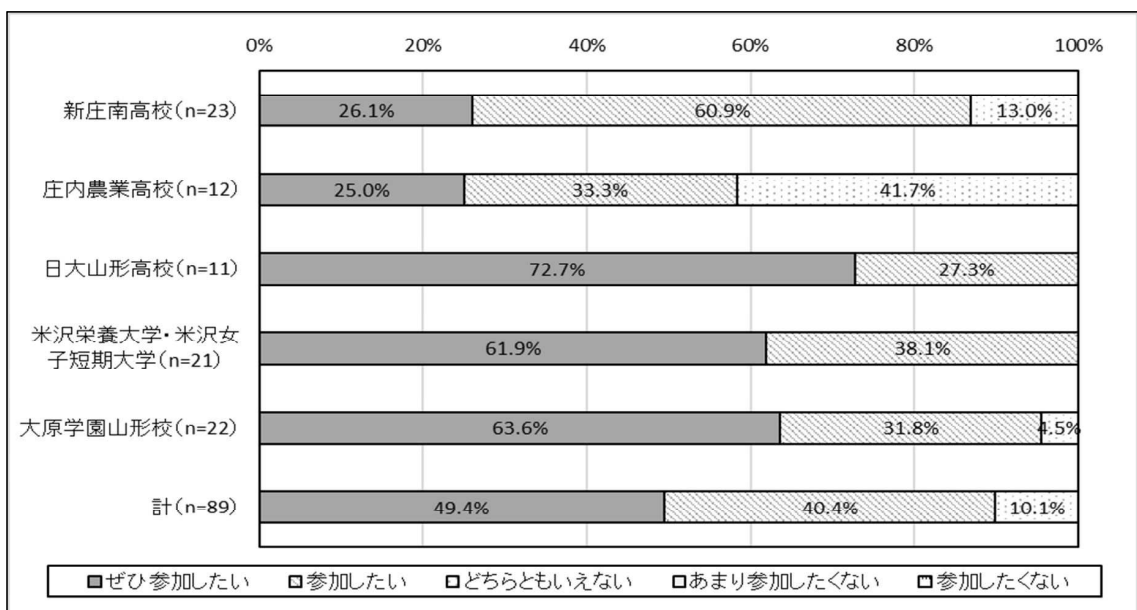
フォントを用いるといいと思う。

- ・今回のように、食事をとりながら山形県に詳しい方々と学生で意見交換したり、山形県についてのクイズをしてみたりすると、小学生から大学生まで楽しみながら学ぶことができると思う。
- ・会議の名前を変えると来る人が増えるかもしれないと思った。
- ・堅苦しくなく、今回のように一緒に同じ食べ物を食べながらお話出来ると話しやすい雰囲気になると思う。
- ・政治について議員の方が行っていることをあまり詳しく知らないなので、今日みたいな形で交流が出来たらいい。

(2) 今後の参加希望について

各校の回答を集計すると「ぜひ参加したい」と「参加したい」で89.8%を占め、全体として好意的に受け止められている。

(問) 同様の機会（実施は学校・教員）があったら参加を希望しますか。

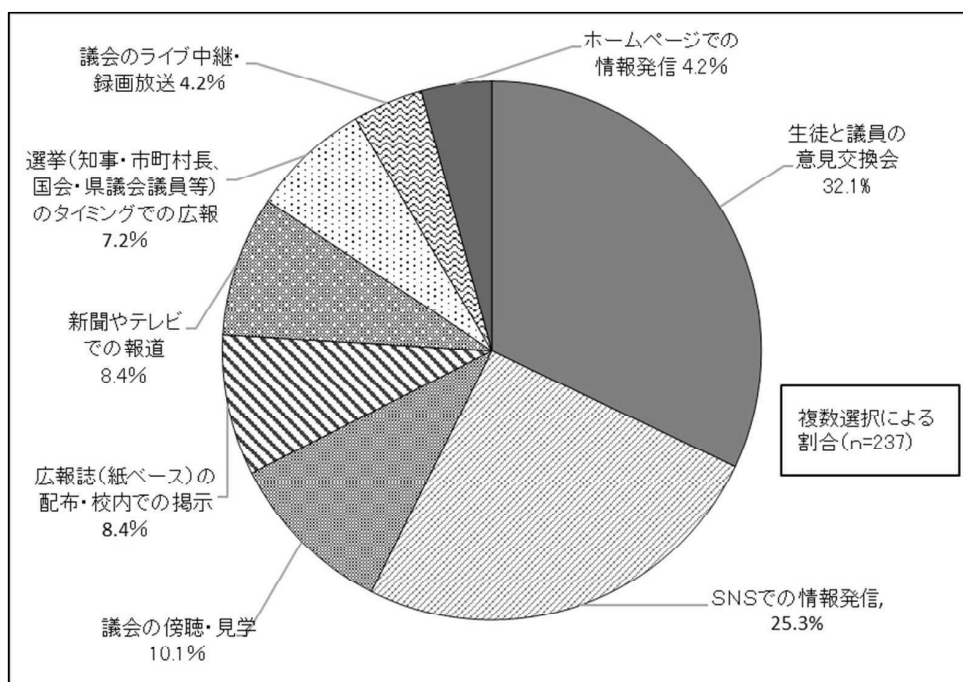


(3) 若者に対する効果的な広報について

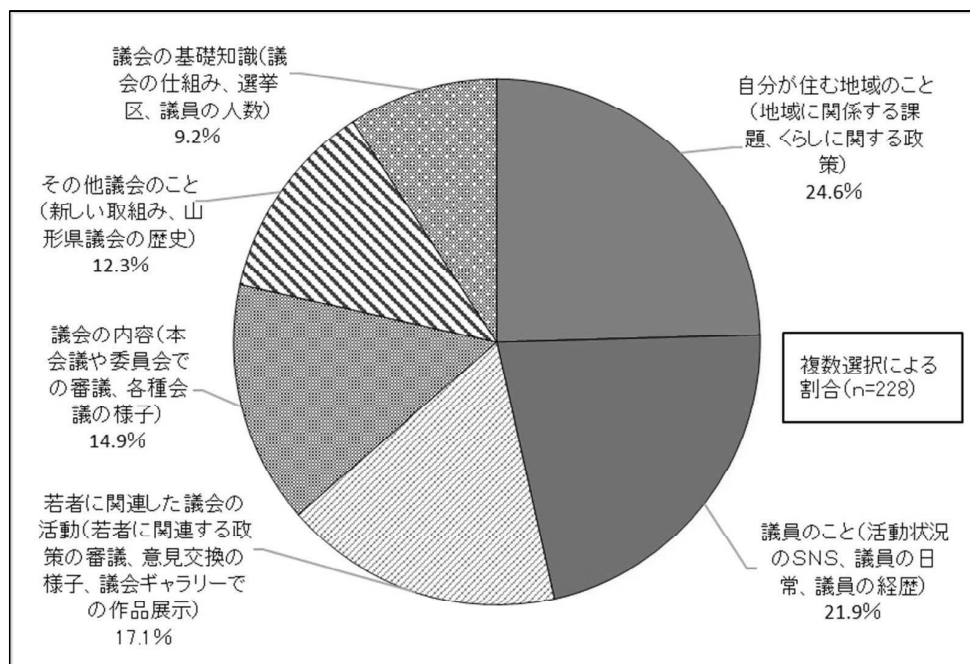
広報手段については、意見交換会の拡充を求める意見が最多で、次いで「SNSでの情報発信」で、この2項目で全体の約6割を占めた。

興味・関心を持ってもらえる内容については、「自分が住む地域のこと（地域に関する課題、暮らしに関する政策）」と「議員のこと（活動状況のSNS、議員の日常、議員の経歴）」がほぼ同数で、この2項目で全体の約5割を占めた。

(問) 若者に対して、どのような広報（周知・情報発信）が効果的だと思いますか。



(問) どのような内容だと若者に興味・関心を持ってもらえると思いますか。



3-2 参加者アンケート結果の概要（女性・若者と県議会議員との意見交換会）

（1）意見交換会に参加した感想（県内の青年会議所の役員等）

参加者からは、政治への関心度向上に関し、公開討論会の開催やコンビニや学校などに投票所を設ける案のほか、子どもの頃から議員が身近な存在でいることなどの意見があった。

【主な感想の内容】

① 女性や若者の県議会への関心を喚起し、参画（傍聴、投票、立候補）を促すための取組みについて

- ・小さいころから時間をかけて政治にかかわらせていく（刷り込みする）ことが大事。
- ・若い人が参加しやすい公開討論会を開催してはどうか。
- ・若い人は堅い雰囲気敬遠するため、今回の意見交換会のようにフラットに気軽に話せる場があると良い。
- ・選挙割りの導入。
- ・投票所の堅い雰囲気を変える。
- ・投票所について、移動投票所や学校や子育て支援センターへの設置など積極的に取り入れるべき。
- ・議員の出前授業 ⇒ 他人が良いと思うことを言うのではなく、自分の意見を言えることが大事（他人の意見も大事にする雰囲気づくり）。
- ・泥臭さも大事で、常に議員が身近な存在であることが参画につながる。
- ・会議を行う場所など、いろいろ変えてみてもいいと思う。
- ・県民世論の高揚を図るために今まで以上の情報発信が有効。
- ・若者は政治で何かが変わると期待していないのが現実だと思うので、一番は政治で何かが変わると理解されること。
- ・取組みを促進するための取組みは2度手間とを感じる部分がある。

② 県議会議員との意見交換会に参加した感想（改善点等も含む）

- ・とても良い時間だった。
- ・これからの県議会の見方が変わり、見てみようと思った。
- ・堅い雰囲気のかと思って参加したが、良い意味でゆるく楽しかった。県議会議員のイメージが変わった。
- ・初めて議場を見学したが、天童木工やオリエンタルカーペットなどが使われていてオール山形に感動した。

- ・テーマ3つに対して1つのテーマに要する時間が短かったので、テーマを絞るか時間を長めにとった方が良い。
- ・話しやすくとても良い会だった。
- ・もっとラフな服装と会場であればもっと身近に感じられると思う。
- ・参加して県議会を考える機会になった。応援したいと思える議員さんの活動に期待します。
- ・このような会を定期的に行われていたらとても良い。
- ・普段話せないことなど、意見交換出来て良かった。
- ・普段お話しすることのできない県議会議員と話ことができとても楽しい時間だった。
- ・議場見学やフラットな話ができる等、多くの発見があったので継続して開催してほしい。
- ・県議の方々が心から意見を聞こうとしていただいていることを感じた。
- ・若者に対してというのであればSNSをしっかりと理解し、県議会そして議員個人で活用することが大事。気を付けてほしいのは、ダサいSNS運用はむしろ逆効果ということ。センスもありながら、コンプライアンスに気を付けて発信してほしい。
- ・すごく重要で大切な機会であると感じた。
- ・U25くらいの年齢で、若者中心の若者議会などを作れたら、若者の中からリーダーが生まれ、注目や政治的関心も増えると思う。

Ⅱ 個別の実施状況

1 新庄南高等学校

開催日時	令和6年9月3日（火）15時45分～16時45分
開催場所	山形県立新庄南高等学校（新庄市）
出席議員	矢吹栄修、石川渉、伊藤香織、石塚慶、石黒覚
参加者	生徒会執行部 24名
意見交換の概要	①「空き家利用・廃校活用について」、②「まつりの担い手不足や観光客について」、③「地元を活気があふれる賑やかな町にしたい!」、④「若者の回帰・定着について」、⑤「山形の最低賃金900円から」の5班に分かれてワークショップ形式で意見交換を行った。 【主な意見等の内容】 ・県内には空き家が沢山あるが、最上町ではスケートパークにして若者を集めたりしている。空き家活用のアイデアとして、認定こども園や保護猫の活動の場として使ってみてはどうか。 ・まつりの担い手不足対策として、外国人に担い手になってもらえば山形のまつりの魅力を世界に広めることができるのではないか。 ・シャッター街にペイントすることで地域が明るくなるのではないか。 ・若者の回帰・定着に向けては、雪を魅力に変える考え方や若者の意思に寄り添ったインフラ改善が効果的ではないか。 ・若者の定着に向けて賃金を上げる必要がある。 ・新庄新高校（仮称）開校に当たり校舎を新しくしてほしい。

2 庄内農業高等学校

開催日時	令和6年9月9日（月）15時30分～17時00分
開催場所	山形県立庄内農業高等学校（鶴岡市）
出席議員	森田廣、江口暢子、阿部ひとみ、高橋弓嗣、佐藤文一
参加者	生徒会役員等 22名
意見交換の概要	「庄内のこれから」を全体テーマとして、①農業、②生活環境、③学校教育の3班に分かれてワークショップ形式で意見交換を行った。また、生徒が各班で取りまとめた内容を発表した。 【主な意見等の内容】 ・ 庄農うどんをPRするため、庄内産小麦を使用していることなどをSNSで発信することが有効ではないか。 ・ 子育てで困っている人に向けて、子育て支援センターなどが開放されていることが分かった。 ・ 活気ある商店街をつくるため、庄内地域でも山形の魅力を発信するイベントを開催してはどうか。

3 日本大学山形高等学校

開催日時	令和6年11月18日（月）14時00分～15時30分
開催場所	議会棟
出席議員	森田廣、齋藤俊一郎、遠藤寛明、森谷仙一郎
参加者	生徒11名
意見交換の概要	①山形市中心街の活性化、②高校生と地域との連携に伴う防災力の向上、③校則に関しての3班に分かれてワークショップ形式で意見交換を行った。また、生徒が各班で取りまとめた内容を発表したほか、終了後に議場を見学した。 【主な意見等の内容】 ・山形県は子育て施設が少ないと思っていたが、他県と比較して多い方だということを知り、知見が広がった。 ・学校の校則というテーマのもと、学校のルールを改めるには、理由、目的、経緯をしっかりとすることが大事だということを学んだ。 ・学校と議会ではスケールが違うが、やっている活動に共通点があることを知り、考え方や価値観が変わった。 ・高校生消防団をテーマに挙げたが、県内で既に大学生による防災活動が行われていることを知り、みんなで活動をアピールしていく必要があると思った。 ・女性が都会へ出ていく現状を知ることができた。また、山形県では「A i ナビやまがた」や出会いの場のセッティングを行っているということで、これから私たちにもできることを探していきたい。

4 米沢栄養大学・米沢女子短期大学

開催日時	令和6年11月29日（金）16時30分～18時00分
開催場所	山形県立米沢栄養大学・米沢女子短期大学（米沢市）
出席議員	矢吹栄修、橋本彩子、相田日出夫、五十嵐智洋、吉村和武
参加者	学生25名
意見交換の概要	大学の学生有志で取り組んでいる「米沢市映えcaféオープンプロジェクト」の取組みについて活動報告が行われた後に、「山形県の魅力向上に向けたアイデアを考えよう！」をテーマとして、5班に分かれてワークショップ形式で意見交換を行った。また、各班で取りまとめた内容を学生が発表した。 【主な意見等の内容】 ・県内は車がないと行けない場所が多く、学生は移動手段が限られることから、公共交通機関の利便性を向上してほしい。 ・路線バスが夜まで走っておらず、アルバイトの帰りなどが大変なので、公共交通機関の利便性を上げてはどうか。 ・大学周辺の街灯を増やすなど、若い女性が安心して暮らせる治安確保が必要。 ・米沢市には多くのイベントがあり、学生が活動しやすい点が魅力だと思う。 ・県外出身者から見ると雪は魅力があるので、もっと活用方法を考えるべき。 ・芋煮など地元の食文化を大切にすることが大事。 ・美味しい食べ物（ラーメン、芋煮、果物など）や歴史など、山形の魅力をSNSで発信すると、他県からの観光客も増えると思う。 ・若い人はSNSで情報収集するため、山形の魅力をSNSで発信するべき。 ・山形の魅力を伝えるツアーを組んだり地価の安さや若い女性に活躍のチャンスがある地域ということを伝えてはどうか。 ・米紙ニューヨーク・タイムズに魅力的な観光地として取り上げられることを目指してはどうか。 ・県内各地にあるコミュニティセンターを上手に活用すると、学生からお年寄りまで幅広い年齢層の交流ができると思う。

5 大原学園山形校

開催日時	令和7年1月30日（木）14時40分～16時15分
開催場所	大原学園山形校（山形市）
出席議員	矢吹栄修、阿部恭平、佐藤正胤、渋間佳寿美、小松伸也
参加者	生徒23名
意見交換の概要	県議会の概要説明を行った後、質疑応答形式で、①県内の交通政策、②若者の活躍、雇用機会の創出、③災害対策の各テーマについての意見交換を行った。 【主な意見等の内容】 ・山形新幹線の高規格化により、首都圏へのアクセスが現在よりも格段に良くなると考える。 ・山形県は世帯当たり自動車保有台数が日本一であるとともに、ガソリン代が全国でもかなり高い現状である。高速道路や国道・県道等の整備を進めることで輸送コストを下げる事が可能と考える。 ・今後、高齢化に伴い買い物弱者がさらに発生するものと考えられ、中山間地の公共交通機関などの対応を考えるべきである。 ・寒河江駅等の時刻表を見るとバスの最終便が早いと感じる。それを解消することでさらなる利便性の向上が期待できると考える。 ・現在日本国内でオーバーツーリズムが問題視されており、尾花沢市の銀山温泉などでも課題として挙げられている。観光客を増やすだけでなく、住民など地域に対する影響も大きいため早急な対応が必要になると考える。 ・例えば天童市のイオンモール天童などのように、山形県は遊ぶ場所や買い物できる場所が限られていると感じている。若者が楽しめる環境づくりやそれに伴うまちの発展について考えるべきである。 ・若者の特徴として、地方では雇用の機会が少ないなどの理由で都会に転出していると考える。若者が山形に残るための雇用機会の拡大や環境づくりについて考えるべきである。 ・米沢駅周辺を見ると若者が集い楽しめる場所が少ないと感じる。米沢駅周辺の発展、また、米沢市の人口減少に歯止めを

	かけるための対策について考えるべきである。 ・最上地方は他の地方と比べても人口減少が激しい傾向にあるが、人口減少に歯止めをかけるために対策が必要であると考ええる。 ・豪雨災害に関して、戸沢村では豪雨災害などの影響で集落の集団移転の動きもある。今後もこのような事態が起きた際に対策を講じていく必要があると考える。
--	---

6 青年会議所

開催日時	令和6年11月27日（水）14時30分～16時00分
開催場所	議会棟
出席議員	矢吹栄修、石川渉、橋本彩子、阿部恭平、伊藤香織、相田日出夫、阿部ひとみ、遠藤寛明
参加者	県内各青年会議所の役員等 11名
意見交換の概要	「若者とこれからの山形県」を全体テーマに、①若者にとって「魅力ある山形県」とは何か、②若者の政治（県議会）への関心を高めるにはどのような取り組みが必要か、③若者が住み続けたいと思える山形県にするため、山形県議会・議員に期待することは何かに関して、2班に分かれてワークショップ形式で意見交換を行った。また、終了後に議場を見学した。 【主な意見等の内容】 ①若者にとって「魅力ある山形県」とは何か ・山形県は、自然や歴史、文化など魅力がありすぎて具体的に出すのが難しいところがあるのかもしれない。 ・山形の魅力を身近に感じてもらえるよう、PRの強化や、実際に経験してもらうことが大事。 ・稼げることが必須である。また、山形県を住みやすいと感じられる価値観をどのように醸成していくかが大事。 ・歴史などの個性ある街（例えば熊本県のアートポリス構想など、芸術性のある建築）も魅力がある。 ・山形の魅力は外に出て初めて気づくこともある。地元にいるとその地域の良さ（宝物）に気づきにくいので、地域の魅力を再認識し、しっかりと情報発信することが必要。 ②若者の政治（県議会）への関心を高めるにはどのような取り組みが必要か ・県や議員がどんな活動をしているのか分かりにくいので、活動が見える化してほしい。 ・もっとメディアで放送してもらえると理解が進むと思う。 ・さらに投票率を上げるためには、授業の中で選挙に参加させたり、学校やコンビニなど身近な所に投票所を設置するのも良いと思う。また、議員カードなどゲーム感覚で親しみやすくする方法もあるのではないか。

	・ 今回の意見交換会のように、フラットに気楽に話せる場があると良い。 ・ 小さいころから時間をかけて政治に関わらせていく（刷り込みする）ことが大事。 ・ 若い人が参加しやすい公開討論会や事前に関心事のアンケートを取った上での公開討論を開催してはどうか。 ・ 若者は堅い雰囲気を敬遠するため、TikTokなど短時間で印象に残る情報発信が効果的と思う。 ③若者が住みたいと思える山形県にするため、山形県議会・議員に期待することは何か ・ 議員として活動の幅を広げ、もっと県民と関わるようにしてほしい。 ・ 会議の場で遠慮せずに発言できる環境を作してほしい。 ・ 山形県として最重要課題を設定・行動し、最終的にSNSでカッコ良く、おもしろく、おしゃれに発信できるとより伝わると思う。 ・ 山形で未永く子育てしたいと思えるまちを作してほしい。 ・ フリースクールなど若者にとって集える新しい場所を増やしてほしい。 ・ Uターン、Iターンで山形に戻ってからも、母親が働けるようにしてほしい。 ・ 子どもの頃から身近な存在でいることが政治や地域づくりにつながっていくと思うので、議員は「身近なおじちゃん、おばちゃん」であってほしい。 ・ 政治に関心を持ったきっかけとして、公開討論会への参加やお世話になった方が政治に関わり始めたことなどがある。
--	---

山形県議会デジタル化推進会議

令和6年度 検討報告書

令和7年3月12日

山形県議会デジタル化推進会議

目 次

I	はじめに	2
II	デジタル会議における審議状況等	3
III	令和6年度における決定内容	3
1	タブレット端末機へのアプリのインストールについて	3
2	令和6年6月定例会以降におけるペーパーレス会議システムの運用について	4
3	本会議及び委員会等におけるタブレット端末等の使用に関する取扱いについて	7
4	予算特別委員会及び決算特別委員会における可動式ディスプレイ使用に関する申合せの改正について	8
5	議会手続のデジタル化に係る具体的な運用方法について	9
6	請願・陳情の手続におけるオンライン提出の追加について	9
7	地域議員協議会における配付資料の取扱いについて	9
IV	デジタル化に向けた更なる検討について	10
1	本格実施までの想定スケジュール	10
2	システム等の本格実施後に検討すべき課題	10
(別添)		
1	タブレット端末機を使用する際の留意事項（案）	11
2	山形県議会会議規則等に係る情報通信技術の活用に関する取扱要綱	18
3	請願・陳情の手続におけるオンライン提出の追加について	20
(参考)		
○ 山形県議会デジタル化推進会議委員名簿		

I はじめに

コロナ禍以降、行政分野でのデジタル化は急速に進展しており、こうした動きに合わせて、地方議会でも、ICT を活用した議会運営の取組みが加速化している。

こうした状況等を踏まえ、本県議会においては、令和３年度に「山形県議会デジタル化推進会議」（以下、「デジタル会議」という。）を設置し、議会のデジタル化に向けた対応等について、協議・調整を行うこととした。このデジタル会議では、設置以降、デジタル会議委員によるペーパーレス会議システムの試行等を重ねながら協議を行い、年度ごとにその結果を、報告書として取りまとめている。

令和６年度においては、令和５年度の報告書を踏まえ、議会審議に支障を生じさせないようペーパーレス会議システム及びタブレット端末機による議会のデジタル化の試行運用を重ね、効果を早期に発現するよう取組みを行い、本県議会のデジタル化に向けた対応やその具体的な進め方等について協議を行ってきたところである。この度、その協議結果について、「令和６年度検討報告書」（以下、「報告書」という。）として取りまとめた。

なお、常任委員会では令和６年９月定例会から、３特別委員会では１２月定例会からペーパーレス化の本格実施を行っているところであり、この２回の定例会におけるペーパーレスの効果は議員分だけで約２２，０００ページ分であった。今後、議案書等も含めた完全ペーパーレス化を進めることで、さらに効果が高まるものと期待される。

今後、行政分野等でのデジタル化はますます進展するものと見込まれるところであり、令和７年度以降も、デジタル会議における調査検討を更に深めるとともに、この報告書に基づく具体的な対応について、スピード感を持ちつつ、丁寧に進めていくよう求めるものである。

Ⅱ デジタル会議における審議状況等

令和6年度は以下のとおり、試行や研修会の開催等の取組みを行いながら、5回にわたりデジタル会議を開催し、調査検討、協議を行った。

時期	実施内容、協議内容等
令和6年 6月18日	【第1回デジタル会議】 ○県議会におけるペーパーレス化に係る今後の予定と検討事項について ○令和6年6月定例会以降のペーパーレス会議システムの運用等について（案） ○本会議及び委員会等におけるタブレット端末等の使用に関する取扱いについて（案） ○SDを活用した令和6年6月定例会以降における運用について（案） ○タブレット端末及びペーパーレス会議システムを活用した予算特別委員会等における運用（試行）について（案）
令和6年 9月10日	【第2回デジタル会議】 ○予算特別委員会及び決算特別委員会における可動式ディスプレイの使用に関する申合せについて ○議会手続きのデジタル化に係る具体的な運用方法について（案） ○請願・陳情の手続きにおけるオンライン提出の追加について（案） ○タブレット端末へのアプリケーションのインストールについて（案）
令和6年 12月17日	【第3回デジタル会議】 ○タブレット端末へのアプリケーションのインストールについて（案）
令和7年 2月17日	【第4回デジタル会議】 ○地域議員協議会における配付資料の取扱いについて ○請願・陳情の手続きにおけるオンライン提出の追加について ○議会のペーパーレス化に向けたスケジュールについて ○山形県議会デジタル化推進会議 令和6年度 検討報告書（案）について
令和7年 3月7日	【第5回デジタル会議】 ○山形県議会デジタル化推進会議 令和6年度 検討報告書（案）について ○山形県議会への請願に係る情報通信技術の活用に関する取扱要綱（案）について

Ⅲ 令和6年度における決定内容

1 タブレット端末機へのアプリのインストールについて

タブレット端末機を効果的に活用するため、アプリのインストールについて検討し、タブレット端末機を使用する際の留意事項（案）（別添1）にアプリのインストールに関する記載を追加した。

2 令和6年6月定例会以降におけるペーパーレス会議システムの運用について

ペーパーレス会議システム（スマートディスカッション（以下「SD」という。））を活用した議会運営について、以下のとおりとすることについて議会運営委員長に申し入れを行った。

I 本会議におけるSDの運用について

令和6年9月定例会からペーパーレス化の試行を行うこととし、決算等関係を除く全ての配付資料はSDに格納する。なお、試行期間中は紙資料の配付を併せて行う。

<運用案>

(1) 議会事務局（以下「事務局」という。）にて各種資料をSDに格納

- ・ 資料は、本会議当日8時30分から全議員閲覧可能とする。なお、本会議当日に議会運営委員会が開催される場合には、議会運営委員会資料の公開時間と同じとする。

(2) 各議員が事前に資料をダウンロード

- ・ 円滑な本会議運営に向けて、本会議開議前に各自ダウンロードを行う。

<格納場所>

「ホーム>01_山形県議会>R●年度>01_本会議」

II 議会運営委員会におけるSDの運用について

本会議におけるペーパーレス化の試行に合わせ、委員会資料をSDに格納する。なお、試行期間中は紙資料の配付を併せて行う。

<運用案>

(1) 事務局にて各種資料をSDに格納

- ・ 資料は、会派協議会終了後から全議員閲覧可能とする。

(2) 各議員が事前に資料をダウンロード

- ・ 円滑な委員会運営に向けて、委員会開会前に各自ダウンロードを行う。

(3) その他

- ・ SDによる画面同期は行わず、委員各自が操作を行うこととする。

<格納場所>

「ホーム>01_山形県議会>R●年度>03_議会運営委員会」

III 常任委員会におけるSDの運用について

冒頭報告資料、席順表、付託表及び請願要旨をSDに格納し、委員会中に閲覧できるようにする。

<運用案>

(1) 事務局にて各種資料をSDに格納

- ・ 資料は、意見調整日の8時30分から所属委員のみ、委員会1日目の当日8時30分から全議員閲覧可能とする。

(2) 各議員が事前に資料をダウンロード

- ・円滑な委員会運営に向けて、委員会開会前に各自ダウンロードを行う。

(3) S Dの画面同期機能を活用した執行部からの説明

【議員の操作】（画面同期時）

- | | |
|---------------|--------------------|
| ①事前に資料をダウンロード | ②「01_山形県議会」フォルダに入る |
| ③「会議」アイコンを選択 | ④チャンネルを設定 |
| ⑤「参加」アイコンを選択 | |

(4) その他

- ・令和6年8月閉会中委員会までは紙資料と併用し、9月定例会からは、紙資料を併用する議案書関係を除き、S Dによる閲覧のみとする。なお、議案書関係については、令和6年9月定例会及び12月定例会はS Dによる画面同期を行うこととする。また、令和6年9月定例会からの本格実施を見据え、令和6年6月定例会以降は、冒頭報告の際のS Dによる画面同期は行わず、試行として委員各自が操作することとする。

<格納場所>

「ホーム>01_山形県議会>R●年度>04～09_●●常任委員会」

IV 3 特別委員会におけるS Dの運用について

紙資料と併用しつつ、委員会資料をS Dに格納し、委員会中に閲覧できるようにする。

<運用案>

(1) 事務局にて各種資料をS Dに格納

- ・資料は、委員会当日8時30分に全議員閲覧可能とする。

(2) 各議員が事前に資料をダウンロード

- ・円滑な委員会運営に向けて、委員会開会前に各自ダウンロードを行う。

(3) その他

- ・令和6年12月定例会からは原則としてS Dによる閲覧のみとする。なお、S Dによる画面同期は行わず、委員各自が操作を行うこととする。

<格納場所>

「ホーム>01_山形県議会>R●年度>10～12_●●特別委員会」

V その他の配付資料に係るS Dの運用について

1 紙資料と併用した運用とするもの

議案説明会

紙資料と併用しつつ、資料閲覧をS Dでも可能とする。

<運用案>

(1) 事務局にて、議案説明会資料をS Dに格納

- ・資料は、議案説明会当日8時30分から閲覧可能とする。

(2) 各議員が事前に資料をダウンロード

- ・円滑な運営に向けて、議案説明会開会前に各自ダウンロードを行う。

【議員の操作】

- ①事前に資料をダウンロード
- ②「01_山形県議会」フォルダに入る
- ③「会議」アイコンを選択
- ④「参加」アイコンを選択

(4) その他

- ・当面の間、紙資料を配付する。令和6年9月定例会からは画面同期を行わない。

<格納場所>

「ホーム>01_山形県議会>R●年度>01_本会議>07_議案説明会>」

現地調査

紙資料と併用しつつ、資料閲覧をSDでも可能とする。

<運用案>

(1) 事務局にて、資料をSDに格納

- ・資料は、現地調査前日17時から閲覧可能とする。

(2) 各議員が事前に資料をダウンロード

<格納場所>

「ホーム>01_山形県議会>R●年度>04~09_●●常任委員会>現地調査」

「ホーム>01_山形県議会>R●年度>10~12_●●特別委員会>現地調査」

2 SDへの格納のみとするもの（紙資料の配付なし）

	資料名	格納場所	閲覧可能時期
①	議案説明会における 部局長説明要旨	「ホーム>01_山形県議会>R● 年度>01_本会議>07_議案説明 会>R●_●月定例会>部局長説 明要旨」	議案説明会終了後 (議案説明会開催日 17時目途)
②	議会報	「ホーム>90_資料集>議会報」	定例会開会日8時30 分
③	請願上程一覧表(案) (代表質問の前に執務 室へ配付しているも の)	「ホーム>01_山形県議会>R● 年度>01_本会議>04_請願・陳情 関係>R●_●月定例会」	定例会代表質問前に 開催される議運終了 後(15時目途)

VI その他

今回の取扱いについては、必要に応じて見直しを図るとともに、その他会議資料については、今後検討するものとする。

なお、協議又は調整の場及びその他議会主催の会議等における取扱いについては、各会議等にて判断するものとする。

3 本会議及び委員会等におけるタブレット端末等の使用に関する取扱いについて

タブレット端末等の使用にあたり、委員会におけるタブレット端末の使用に関する取扱いに本会議を追加するなど、以下のとおり取扱いを整理し、議会運営委員長に申し入れを行った。

本会議及び委員会等における タブレット端末等の使用に関する取扱いについて

本会議及び委員会等（協議又は調整を行うための場等を含む。）における議員の音声・映像記録機器の取扱いについては、令和5年12月定例会以降、試行的に以下のとおり取り扱うものとする。

なお、本申し合わせについては、順次実施していく試行の結果を踏まえ、本格運用時（令和7年9月定例会）に改めて検討する。

○ペーパーレス会議システムを活用した議会運営の試行期間中は、会議等資料の閲覧等のために、議員にあっては議会が貸与したタブレット端末を、事務局及び執行部にあっては職務上使用するタブレット端末等を使用することができる。

○試行によるタブレット端末の使用範囲については、本格運用を見据え拡大を検討していく。

4 予算特別委員会及び決算特別委員会における可動式ディスプレイ使用に関する申合せの改正について

予算特別委員会及び決算特別委員会において、質疑の効果を上げるため、使用する動画の音声出力ができるように申合せの改正について協議し、議会運営委員長に申し入れを行った。

予算特別委員会及び決算特別委員会における 可動式ディスプレイ使用に関する申合せ

1 基本原則

議会における質疑は「言論」により行うことが原則であることから、質疑に際し使用する資料は、質疑の効果を上げることを目的とする場合に限り補完的に使用する。

2 使用できる資料

- (1) ペーパーレス会議システムを用いて可動式ディスプレイ（以下「ディスプレイ」という。）及び議会が貸与したタブレット端末（以下「タブレット」という。）に表示する資料とする。
- (2) 使用できる資料は、図、表、写真、動画等で質疑者が使用する権原を有するものに限る。また、資料使用に当たっての著作権等の必要な手続きについては、質疑者において行うものとする。
- (3) 資料を使用する際には、前項の基本原則に留意するとともに、その内容に関して具体的な発言を行うなど、会議録への掲載に配慮しなければならない。

3 使用できない資料

- (1) 前項に定める資料以外の資料は使用できない。
- (2) 特定の者の利益を助長し若しくは侵害するものは使用できない。

4 ディスプレイへの表示方法

予算特別委員会室に設置しているディスプレイに質疑者が使用するタブレットを接続して表示する。なお、各委員のタブレットには、ペーパーレス会議システムを用いて表示する。また、タブレットの操作は、質疑者又は質疑補助者（予算特別委員会委員又は決算特別委員会委員に限る。）が行うものとする。

5 資料使用の許可等

質疑者は、質疑に際し資料を使用する場合は、質疑日の2日前（山形県の休日を定める条例第一条第一項各号に掲げる日は日数に算入しない。）の午後1時まで、予算特別委員長又は決算特別委員長から許可を得るものとする。

6 会議録への掲載

使用した資料は、会議録に掲載しない。

5 議会手続のデジタル化に係る具体的な運用方法について

令和6年3月に規則等で定める手続きについてデジタル化（電子情報処理組織による通知等）を可能にするため、会議規則及び委員会条例を改正した。会議規則等において、「議長が定める」としてされている運用の詳細等を定める取扱要綱（別添2）について協議し、議会運営委員長に申し入れを行った。

6 請願・陳情の手続におけるオンライン提出の追加について

地方自治法の改正により、請願書の提出について、従来の書面による手続に加え、オンラインによる手続が可能となったことを踏まえ、「山形県 県・市町村 共同利用電子申請システム（やまがた e 申請）」により、令和7年4月1日から受け付けすることについて協議し、議会運営委員長に申し入れを行った。（別添3）

7 地域議員協議会における配付資料の取扱いについて

地域議員協議会における配付資料のデジタル化について協議し、議会運営委員長に申し入れを行った。

地域議員協議会における配付資料の取扱いについて

現在、会議等資料の閲覧等のために、議員にあっては議会が貸与したタブレット端末を使用することができる一方、議会主催の会議等におけるスマートディスカッション（以下、「SD」という。）の運用については、各会議等において判断するものとされている。

地域議員協議会（以下、「協議会」という。）においては全地域で統一した運用とするため、令和7年度以降の配付資料の取扱いを以下のとおりとする。

1 資料の配付方法について

- 従来の紙資料の配付に加え、電子メール（議会事務局からアカウントを付与しているGmailによる）でPDFデータを送付し、委員は必要に応じてタブレット端末等で閲覧する。
- PDFデータは、各総合支庁主催・議会事務局主催の協議会いずれにおいても、各総合支庁から、協議会当日の9時までに送付する。
- パンフレットや冊子等、電子データでの配付を想定していない資料については、原則として従来どおり、紙資料のみ配付する。

2 SDの活用について

- 協議会終了後、議会事務局において協議会資料をSDへ格納する。

Ⅳ デジタル化に向けた更なる検討について

ペーパーレス化の本格実施のための取組みを推進し、本格実施後の更なるデジタル化に向けた以下の事項について、引き続き検討する必要がある。

1 本格実施までの想定スケジュール

	令和6年度					令和7年度		
	4 閉	6 定	9 定	12 定	2 定	6 定	9 定	
常 任 委員会	試行		本格実施					本 格 実 施
3 特別 委員会	試行方法、執行 部との役割分担 等の確認	試行		本格実施				
本会議		試行方法、ルール検討		試行				

※令和7年度は、議案書等の紙配付を希望する議員に対しては紙での配布も行う。

2 システム等の本格実施後に検討すべき課題

(1) オンライン会議の導入について

地方自治法が改正され、議会に係る手続きのオンライン化が可能とされたことに伴い、令和5年度のデジタル化会議では、本会議におけるオンラインによる質問（質疑を除く）は法整備が必要であることから現時点では導入せず、オンライン委員会については設備整備や運用面での検討が必要であり、まずはペーパーレス化を進めるべきであるとされた。

令和6年度は、令和7年度の本格実施に向けた議会審議のペーパーレス化の試行を進めた。令和7年度は、ペーパーレス化が本格実施されることから、その実施状況を確認しながら、オンライン委員会導入の効果や課題等について総合的かつ丁寧に検討すべきであると考えられる。

(2) 通信環境の整備について

現時点では、タブレットは議会棟からの持ち出しを認めるとともに、通信料も県が負担することを原則としている。そのため、議会棟内へのWi-Fiなど通信環境の整備については、建物の構造にも留意したオンライン委員会開催時の通信障害防止など、オンライン委員会の導入に係る検討と一体的に検討すべきであると考えられる。

タブレット端末機を使用する際の留意事項（案）

この留意事項は、具体的な場面を想定したものであり、山形県議会タブレット端末機使用基準（案）を踏まえて作成したものです。わかりやすくするため、Q&A形式としています。

1 タブレット端末機（付属品を含む。以下「タブレット」という。）の管理

Q 1 自宅や外出先で使ってもよいか。

A 1 自宅はもちろん、出張先で使用しても構いません。ただし、第三者による不正利用や紛失などに気を付けて、責任をもって管理してください。

Q 2 議会事務局からの連絡を確認するために日常的にタブレットを手元に置いておくべきか。

A 2 議会事務局からの連絡は、議員ごとに付与している Gmail アドレスにメールを送付することにより行います。この Gmail を私物のスマートフォンやパソコンなどの端末機で日常的に確認できるのであれば、タブレットを手元に置いておく必要はありません。

私物のスマートフォンなどで確認できるようにするためには、Gmail のアプリをインストールしてください。そのうえで、議員ごとに取得している Google アカウントを使用して、Gmail を見てください。

Q 3 タブレットを紛失したらどうすればよいか。

A 3 紛失や破損の場合、またコンピュータウイルスに感染したかもしれないと思ったら、速やかに議会事務局に連絡してください。そのうえで、その内容や経緯などを届出様式に記載して、議会事務局経由で議長に提出してください。

なお、紛失したタブレットについては、第三者による不正利用を防ぐため、議会事務局が管理者権限により機能を停止させます。そのほか、必要に応じて議会事務局が代替機を用意するとともに、修理に出します。

Q 4 所定のカバー以外のカバーをタブレットに付けてもよいか。

A 4 構いません。ただし、タブレットは貸与であるため、返還する際は、所定のカバーを付けて返還してください。

Q 5 パスコードやメールアドレスを変更してもよいか。

A 5 セキュリティ性を確保するため、パスコードの設定を自由に解除したり変更したりすることはできない設定になっています。メールアドレスも同様の設定となってい

ます。変更したい場合は、議会事務局に相談してください。

Q 6 タブレットを使わないときは電源を OFF にした方がよいか。

A 6 タブレットを使わないときはスリープ状態にしてください。タブレットを操作しないままにしておけば、画面が暗くなり、自然とスリープ状態になります。なお、スリープ状態では、電力の消費は抑えられます。

タブレットの電源を OFF にしてしまうと、タブレットの異常を検知して管理者（事務局）に通知が行く機能が作動しないため、電源は ON のままにしてください。

Q 7 海外で iPad を使用できるか。

A 7 現状の契約プランでは、海外での使用はできない設定になっており、契約を変更した場合、費用が別途発生するため、使用は控えてください。

2 本会議や委員会などの会議での使用

Q 1 本会議や委員会などの会議を撮影、録音又は録画してもよいか。

A 1 タブレットを貸与する主たる目的は、議案や関係資料をタブレットで閲覧してもらうためなので、本会議や委員会などの会議を録音・録画することは禁止されています。また、電子音を出すなど会議の進行に支障をきたす恐れがあることも禁止されています。

Q 2 電子音が鳴らないようにするにはどうすればよいか。

A 2 タブレットのホーム画面で「設定」→「サウンド」→「着信音と通知音」のゲージを一番左にします。また、タブレットの側面にある音量ボタンを押して音量を一番下に下げます。

3 政務活動での使用

Q 1 政務活動で使用してもよいか。

A 1 タブレットの使用範囲は、①本会議、委員会、協議又は調整を行うための場、その他の議会活動としての会議での審議、審査、協議又は調整、②議員等及び議員等と執行部の間での議会活動において必要な連絡、③議会活動のための情報収集、となっています。

このため、タブレットの使用が①～③のいずれかの範囲であると説明できることが必要です。

4 インターネットへの接続

Q 1 どのような Web サイトでも見る事ができてしまうのか。

A 1 公共性とセキュリティ性を確保するため、不適当な Web サイト（過激な暴力を表現するサイト、違法薬物の使用を促すサイト、アダルトサイトなど）は見る事ができない設定となっています。

Q 2 インターネットのデータ通信量に応じた通信制限はあるか。

A 2 Wi-Fi に接続している状態での通信の場合は、制限はありません（※フリーWi-Fi にはセキュリティ上、接続しないでください）。Wi-Fi に接続していない状態での通信（＝LTE 回線を使用）の場合は、インターネットを使ったデータ通信量が 5 ギガバイト（毎月 1 日から月末までの通信量）を超えると、制限がかかります。

通信制限がかかると、インターネットの通信速度が極端に遅くなるため、例えば、Web サイトが表示されるのに時間がかかるなどの支障が生じます。通信制限は、翌月 1 日になれば解除されます。なお、通信制限がかかっても、Wi-Fi に接続している状態での通信には制限はかかりません。

データ通信量 5 ギガバイトの目安は、Web サイトの表示であれば 1 万 5 千回、写真を添付したメールの送受信であれば 1,500 回、Google Meet や Zoom によるオンライン会議であれば 8 時間、動画の視聴であれば 10 時間、Google マップの表示であれば 2 万 2 千回です。以上は、あくまでも目安です。

※ タブレットは県が所有し貸与するため、県が定める「山形県情報セキュリティ対策基準」に基づくことになります。基準に基づき不特定多数が接続できる、ホテルやレストラン、カフェ等のフリーWi-Fi への接続は認められません（パスワードを求められる場合も含む）。自宅のネット環境やポケット Wi-Fi 等の自ら契約し、セキュリティが担保されている通信のみ接続可能です。

【山形県情報セキュリティ対策基準】

第 6 章 人的セキュリティ

6. 1 職員の遵守事項

（1）職員の遵守事項

⑧パソコン等機器を公衆無線 LAN 等（不特定多数に利用させることを目的に提供されている無線 LAN 環境をいう。）へ接続してはならない。

フリーWi-Fi を利用すると偽のログイン画面や検索サイトが表示されるなどしてパスワードを盗まれたり、悪意のあるソフトウェアをインストールさせられたりする可能性があります。

Q 3 YouTube の動画を視聴する際に留意することはあるか。

A 3 Wi-Fi に接続している状態での視聴をできるだけお願いします。動画の視聴はデータ通信量の消費が激しいため、Wi-Fi に接続していない状態で視聴すると、通信制限がかかる可能性が高まります。Wi-Fi に接続していない状態でのデータ通信量が 5 ギガバイト（動画の視聴は 10 時間が目安）を超えると、通信制限がかかります。

また、動画を視聴した後は、本会議や委員会などの場で動画を誤って再生して音声が出でしまうことがないようにしてください。

Q 4 Zoom を使用する際に留意することはあるか。

A 4 Zoom を利用したオンラインイン委員会等は、ペーパーレス化を完全に実施してから段階的に進めることとしております。議会活動の一環として、端末にインストールされた Zoom を利用して意見交換や打ち合わせ等を行うことは可能です。実際に使用するにあたっては、できるだけ Wi-Fi に接続している状態での使用をお願いします。オンライン会議はデータ通信量の消費が激しいため、Wi-Fi に接続していない状態で使用すると、通信制限がかかる可能性が高まります。Wi-Fi に接続していない状態での通信量が 5 ギガバイト（オンライン会議は 8 時間が目安）を超えると、通信制限がかかります。

5 アプリのインストール

Q 1 議会活動に効果的なアプリをインストールしてもよいか。

A 1 公共性とセキュリティ性を確保するため、アプリを自由にインストールすることはできない設定となっています。

しかしながら、タブレットを効果的に活用する視点は重要であることから、「山形県議会タブレット端末機使用基準（案）」第 5 条に掲げる使用目的に合致し、無料かつ安全性が高いと認められる場合に限り、議員からの要望に基づき、事務局がインストールすることとします。

【山形県議会タブレット端末機使用基準（案）】

第 5 条 タブレットは、次に掲げる目的に使用する。

- （1）本会議、委員会、協議又は調整を行うための場その他の議会活動としての会議（以下「会議等」という。）での審議、審査、協議又は調整
- （2）議員等及び議員等と執行部の間での議会活動において必要な連絡
- （3）議会活動のための情報収集

Q 2 どのようなアプリをインストールできるのか。

A 2 山形県議会タブレット端末機使用基準（案）第5条に掲げる使用目的に合致するものとして、以下の機能を認めることとしています。

- ① チャット機能
- ② スケジュール管理機能
- ③ 電子版新聞機能
- ④ 文書共有・閲覧機能
- ⑤ クリップボード機能

なお、山形県議会デジタル化推進会議座長がタブレット使用基準（案）第5条に掲げる使用目的に合致すると認める場合は、その他の機能を持つアプリをインストールすることができるものとします。

上記機能のうち、① チャット機能については、「Google Chat」を全議員にインストールします。それ以外の機能については、議員からの要望に基づき、無料かつ安全性の高いアプリと判断される場合は、事務局がインストールします。この場合、「安全性が高い」の判断は、「App Store」からインストールできることを基本とします。

Q 3 アプリをインストールするために、どのような手続きが必要か。

A 3 上記①～⑤以外の機能を持つアプリのインストールを希望する場合は、別記様式に必要事項を記入の上、総務課宛てにメール等で提出してください。

上記②～⑤の機能を持つアプリのインストールを希望する場合は、アプリ名等を別記様式に記入し、総務課宛てに提出してください。

ただし、別記様式に記載している必要事項を満たす場合は、メール等の任意様式での提出も受け付けることとします。

年 月 日

山形県議会デジタル化推進会議座長 様

議員名 _____

タブレット端末機におけるアプリケーション追加届

下記のとおりアプリケーションの追加について依頼します。

インストールを希望するアプリ	機能	合致する番号に○をつけてください。 ※「6 その他」の場合は、必要な機能を記入してください。 1 チャット機能 2 スケジュール管理機能 3 電子版新聞機能 4 文書共有・閲覧機能 5 クリップボード機能 6 その他 ()
	アプリ名	
使用目的 ※合致する番号に○をつけてください。		1 本会議、委員会、協議又は調整を行うための場その他の議会活動としての会議（以下「会議等」という。）での審議、審査、協議又は調整 2 議員等及び議員等と執行部の間での議会活動において必要な連絡 3 議会活動のための情報収集

6 メール (Gmail)

Q 1 Gmail を私用の端末からも閲覧できるようにしたい。

A 1 私用の端末に Gmail アプリをインストールし、議員各自に配布した端末パスワード等確認カードに記載されている情報を使用し、アカウントを追加します。その際、タブレットに確認番号が送付されるので、作業には私用の端末と貸与したタブレットが必要です。

7 Smart Discussion (ペーパーレス会議システム) (以下、「SD」)

Q 1 SD にはアプリ版と Web 版があるようだが、違いはあるのか。

A 1 それぞれ以下の特徴があります。なお、配付しているタブレットではアプリ版をお使いいただき、Web 版は補助的なものとしてご使用ください。私用の端末で SD を利用する場合は、それぞれの特徴に応じて使い分けすることも可能です。詳しくは事務局にお問い合わせください。

種類	特徴
アプリ	・操作性、視認性に優れる ・ホーム画面からすぐにアクセスできる ・オフライン環境下でも操作できる ・通信料が少ない ・画面同期をする際の安定性が高い
Web	・インターネット環境があれば、どの端末からでも資料閲覧ができる ・Web で閲覧するため更新の必要がなく、最新の資料を閲覧できる

Q 2 SD にアップロードされた資料を私用の端末から閲覧できるようにしたい。

A 2 私用の端末に SD のアプリをインストールするか、Web 版を利用することで閲覧できるようになります。利用に必要な情報は、事務局にお問い合わせください。

Q 3 SD にアップロードされた資料を一括でダウンロードしたい。

A 3 Web 版を利用すると、SD に保存されているフォルダを zip 形式でダウンロードすることができます。利用に必要な情報は事務局にお問い合わせください。

山形県議会会議規則等に係る情報通信技術の活用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号。以下「規則」という。）、山形県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（以下「規則規程」という。）、山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号。以下「条例」という。）及び山形県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（以下「条例規程」という。）で定める情報通信技術を活用した手続（規則第89条に係る手続を除く。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、規則、規則規程、条例及び条例規程で使用する用語の例による。

(電子情報処理組織を使用する方法)

第3条 規則第124条の2第1項及び第2項並びに条例第19条に規定する議長が定める電子情報処理組織を使用する方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。

- (1) 山形県議会が使用するペーパーレス会議システム（以下「システム」という。）
- (2) 電子メール（議員にあっては事務局から交付されたアドレスによる。）

(署名等に代わり氏名又は名称を明らかにする本人確認の方法)

第4条 規則規程第4条第2項及び条例規程第4条第2項に定める通知を行った者を確認するための措置は、次の各号に掲げる措置のいずれかとする。

- (1) 電子メールアドレスによる確認（議員であって事務局から交付されたものを使用する場合に限る。）
- (2) 電話による確認
- (3) 対面による確認

(電子情報処理組織を使用する方法により通知を受ける旨の表示)

第5条 規則規程第7条各号に定める議長が定める方式は、次の各号に掲げる方式とする。

- (1) システムにおけるID及びパスワードの入力
- (2) 別紙様式による届出

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月20日から施行する。

(様式)

令和 年 月 日

氏名

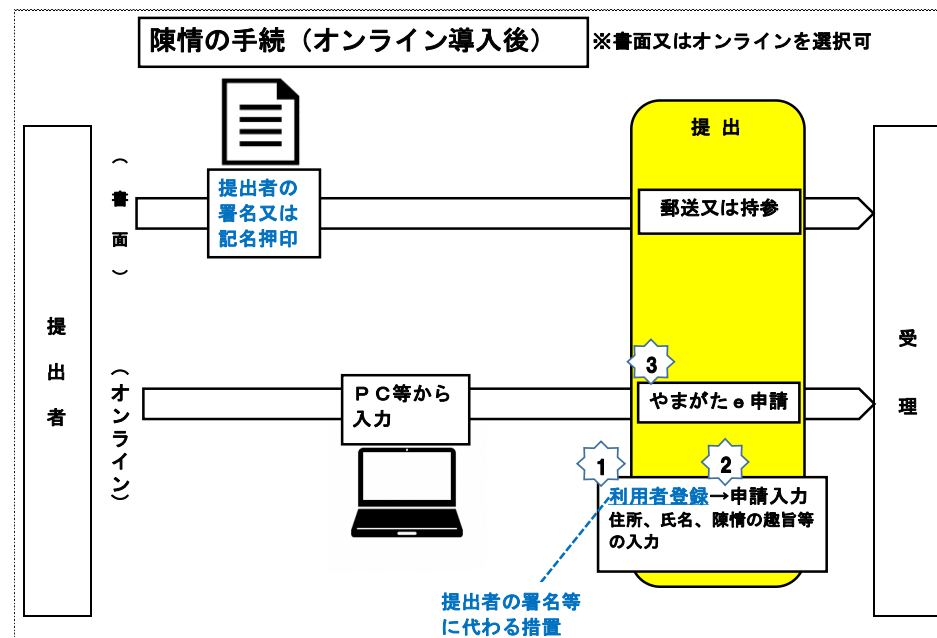
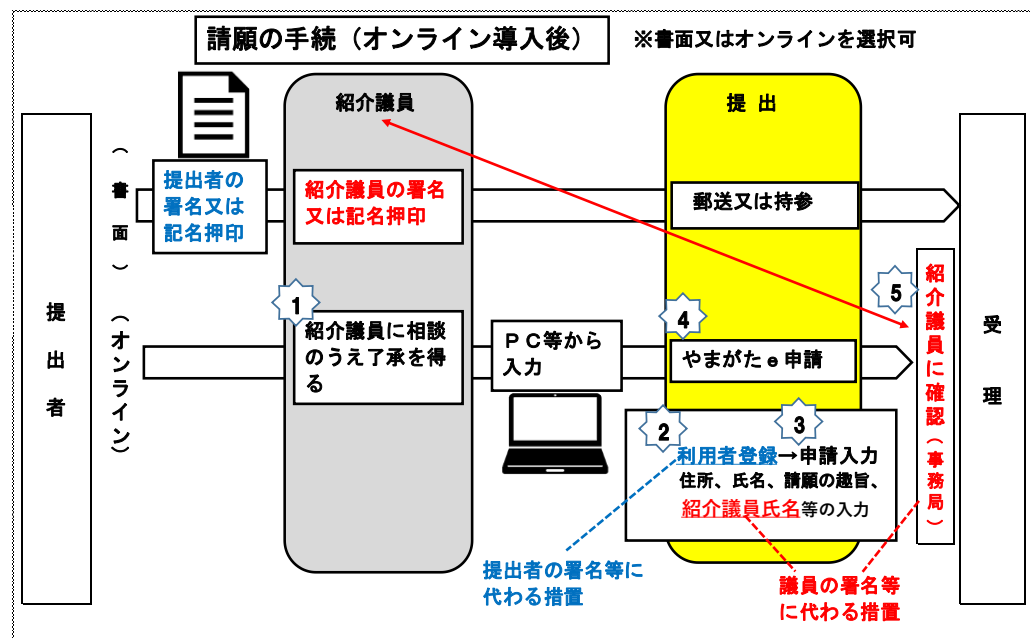
電子情報処理組織を使用する方法により議会等から
通知を受けることを希望する届出

山形県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程第 7 条第 2 号の規定に基づき、山形県議会会議規則第 124 条の 2 第 2 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により、議会等からの通知を受けることを希望します。

請願・陳情の手続におけるオンライン提出の追加について

地方自治法の改正により、請願書の提出について、従来の書面による手続に加え、オンラインによる手続が可能となったことから、本県議会では以下のとおりオンライン対応を行う。併せて、陳情書（要望書）の提出もオンライン対応とする。

1. オンライン手続の方法 「山形県 県・市町村共同利用電子申請システム（やまがた e 申請）」を利用
2. オンライン手続の開始時期 令和 7 年 4 月 1 日（火）から
3. 請願書提出要領の一部改正 オンライン手続の導入に伴い、請願書提出期限（定例会開会日の午後 5 時まで）を明記



【オンライン手続（請願）】 ※下線部は議員に関係する手続

1. 提出者は、議員に相談のうえ、紹介議員になることについて了承を得ます。
2. 提出者は、やまがた e 申請の利用者登録をします。
3. 提出者は、やまがた e 申請の入力フォームに紹介議員の氏名、請願の趣旨等を入力します。
4. 提出者は、やまがた e 申請により、申請（提出）します。
5. 議会事務局は、紹介議員に対面又は電話で確認を行います。（議員の署名等に代わる措置）

【オンライン手続（陳情）】

1. 提出者は、やまがた e 申請の利用者登録をします。
2. 提出者は、やまがた e 申請の入力フォームに陳情の趣旨等を入力します。
3. 提出者は、やまがた e 申請により、申請（提出）します。

山形県議会デジタル化推進会議委員名簿

座 長 柴 田 正 人

副 座 長 高 橋 淳

委 員 江 口 暢 子

委 員 鈴 木 学

委 員 石 塚 慶

委 員 今 野 美奈子

委 員 高 橋 弓 嗣

委 員 相 田 光 照

(※正副座長以外は議席番号順)